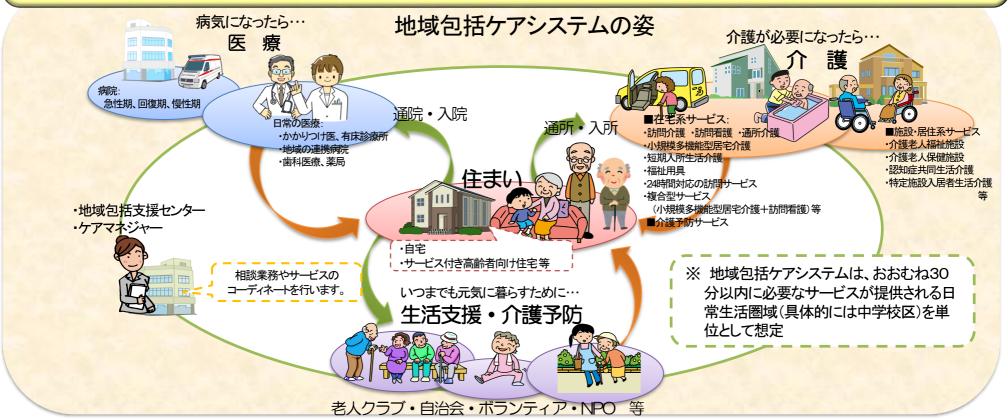
九州厚生局における地域共生社会構築の取組

2019年5月31日



地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の 特性に応じて作り上げていくことが必要。



地域共生社会の実現に向けて

「必要な支援を包括的に提供する」ことが必要であるのは、高齢者だけではない。

障害者、生活困窮者、子ども等に対する「多世代対応型」の地域包括ケアシステムが必要。

高齢者 障害者 生活困窮者 子ども

都市部など、それぞれの専門的なサービスを整備することが可能な地域

- → 地域のニーズを踏まえながら、不足するサービスを整備することが必要。
- → サービス提供主体の連携の下に、複合課題(高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯、介護と 育児に同時に直面している世帯等)や制度の狭間(ごみ屋敷、障害はあるが手帳申請をしない等)への対応も必要。

それぞれの専門的なサービスを整備することが難しい地域

- → 制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域の多様な主体がつながりながら、地域を共に創ることが必要。
- → 同時に、地域の課題の解決(各種産業での人手不足の解消、地場産業の育成、資源の保全、コミュニティの形成 等)にもつなげることができないか。

いずれの地域においても必要なことは、

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画すること。
- 地域の人・資源が、分野・世代を超えて「丸ごと」つながること。

このような社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けた取組は、「まちづくり」の取組であり、 「地域力の強化」のための取組である。

2

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)

平成28年6月 「ニッポンー億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる

7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り 方に関する検討会)の設置

12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)

平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改 正する法律案)を国会に提出

「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
 - ※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の 措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月 改正社会福祉法の施行

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し、 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- ○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 〇人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

〇住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す

○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域 課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ●地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ●共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】
- ●市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な ② 包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、 民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ◆ 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と 丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとのつながりの強化

- ●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ●福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の 一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆ 共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年:

- ◆ 介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価 など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降:

更なる制度見直し

2020年代初頭:

全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方

③共通基礎課程の創設

等

(1)地域力強化推進事業(補助率3/4)

平成31年度予算28億円 実施主体:市町村(200か所程度)都道府県可 (前年度予算額26億円(150か所程度))

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制 を構築することを支援する。

ご近所、自治会

地区社協

社会福祉法人, NPO

企業, 商店

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制

様々な課題を抱える住民(生活困窮、障害、認知症等)







民生委員 · 児童委員

ボランティア、学校、PTA、老人クラブ、子ども会

地域における他分野 まちおこし、産業、 農林水産、十木、 防犯・防災、環境、 社会教育、交通、 都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



「1】地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



「2」地域の課題を包括的に受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、 相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及 啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する

*下線部分は平成30年度新規

(2)多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支 援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置 し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

保健関係

障害関係

世帯全体の課題を的確に把握 多職種・多機関のネットワーク化の推進 ▶相談支援包括化推進会議の開催等

世帯全体の複合 化・複雑化した課題 を受け止める、市町 村における総合的な 相談支援体制作りの 推准。

ニッポンー億総活躍プラン (H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住

民に身近な圏域で、

住民が主体的に地域

課題を把握して解決 を試みる体制づくり

の支援。

雇用、就労関係

多文化共生関係

高齢関係

住まい関係

教育関係

総合的な相談支援体制作り

家計支援関係

医療関係

新たな社会資源の創出 地域に不足する資源の検討

自殺対策関係 児童関係 司法関係

平成30年度 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施自治体一覧表(151自治体)

| 都道府県名 自治体名 札幌市 釧路市 京極町 北海道 鷹栖町 音威子府村 | |
|--|---|
| 釧路市 京極町 北海道 鷹栖町 | |
| 京極町 北海道 鷹栖町 | |
| 北海道 鷹栖町 | |
| *************************************** | |
| 立成ス広井 | |
| 自成于桁列 | |
| 津別町 | |
| 広尾町 | |
| 青森県 | |
| りがい 鰺ヶ沢町 | |
| 盛岡市 | |
| 岩手県 遠野市 | |
| ^{石 于 宗} | |
| 岩泉町 | |
| 宮城県仙台市 | |
| 秋田県 | |
| 秋田県湯沢市 | |
| 秋田県 井川町 | |
| 大潟村 | |
| 山形県 山形市 | |
| 天童市 | |
| 福島県郡山市 | |
| 土浦市 | |
| 茨城県 <u>ひたちなか市</u> | ī |
| 東海村 | |
| 栃木県 | |
| 栃木市 | |
| 栃木県 那須烏山市 | |
| 市貝町 | |
| 高根沢町 | |
| 那珂川町 | |
| 群馬県 玉村町 | |
| - 埼玉県 | |
| <u> </u> | |
| 埼玉県草加市 | |
| ふじみ野市 | |
| 鳩山町 | |
| 千葉市 | |
| 千葉県 松戸市 | |
| 鴨川市 | |

| 都道府県名 | 自治体名 |
|----------|------------|
| | 東京都 |
| | 墨田区 |
| | 世田谷区 |
| | |
| + ÷ 47 | 杉並区 |
| 東京都 | 江戸川区 |
| | 八王子市 |
| | 調布市 |
| | 国立市 |
| | 狛江市 |
| 神奈川県 | 藤沢市 |
| 仲宗川宗 | 小田原市 |
| | 新潟県 |
| 新潟県 | 新潟市 |
| | 胎内市 |
| | 富山市 |
| 富山県 | <u> </u> |
| | 金沢市 |
| 石川県 | 能美市 |
| 50 +1 18 | |
| 福井県 | 坂井市 |
| | 長野県 |
| 長野県 | 松本市 |
| | 伊那市 |
| | 下諏訪町 |
| | 富士見町 |
| | 原村 |
| | 朝日村 |
| 岐阜県 | 関市 |
| 静岡県 | 吉田町 |
| | 岡崎市 |
| | 豊田市 |
| 愛知県 | 長久手市 |
| | 東浦町 |
| | 伊勢市 |
| | 桑名市 |
| | 名張市 |
| | <u> </u> |
| 三重県 | 电叫加 鳥羽市 |
| | |
| | いなべ市 |
| | 伊賀市 |
| | 御浜町 |

| 彦根市 長浜市 甲賀市 東近江市 米原市 長岡京市 京都府 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市 地田市市 高石市 阪市市 宇塚市 加東市 たつの市 奈良県 奈良県 |
|---|
| 長浜市甲賀市野洲市東近江市米原市長岡京市京田辺市精華町大阪市豊中市池田市高石市阪南市明石市市宇塚市加東市たつの市奈良県奈良県 |
| 数員県野洲市 東近江市 米原市 長岡京市 京田辺市 精華町 大阪市 豊中市 大阪市 豊中市 地田市 高石市市 阪南市 明石市 戸屋市 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 桜井市 王寺町 |
| 野洲市 東近江市 米原市 長岡京市 京田辺市 精華町 大阪市 豊中市 大阪市 豊中市 高石市 阪南市 明石市 芦屋市 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 発井市 王寺町 |
| 東近江市 米原市 長岡京市 京都府 京都府 大阪市 豊中市 大阪市 豊中市 大阪市 市高石市 阪南市 明石市 芦屋市 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 奈良県 エ寺町 |
| 米原市 長岡京市 京都府 京田辺市 精華町 大阪市 豊中市 大阪市 豊中市 池田市 高石市 阪南市 明石市 芦屋市 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 経井市 王寺町 |
| 長岡京市 京都府 京田辺市 精華町 大阪市 大阪市 豊中市 大阪市 池田市 高石市 阪南市 明石市 芦屋市 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 奈良県 翌井市 王寺町 |
| 京都府 |
| 精華町 大阪市 豊中市 池田市 高石市 阪南市 明石市 芦屋市 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 経井市 王寺町 |
| 大阪市 豊中市 池田市 高石市 阪南市 明石市 芦屋市 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 桜井市 王寺町 |
| 実験中市大阪府池田市高石市阪南市明石市芦屋市安庫県宝塚市加東市たつの市奈良市桜井市王寺町 |
| 高石市 高石市 阪南市 明石市 芦屋市 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 桜井市 王寺町 |
| 高石市 阪南市 明石市 芦屋市 兵庫県 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 桜井市 王寺町 |
| 阪南市 明石市 芦屋市 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 桜井市 王寺町 |
| 兵庫県 芦屋市 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 桜井市 王寺町 |
| 兵庫県 宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 桜井市 王寺町 |
| 兵庫県宝塚市 加東市 たつの市 奈良市 桜井市 王寺町 |
| 加東市 たつの市 奈良市 ※良市 ※京良県 ※京良県 |
| たつの市 奈良市 ※良県 ※良県 ※良県 ※京良県 |
| 奈良市 奈良県 工寺町 |
| 奈良県 桜井市 王寺町 |
| 宗 良宗 王寺町 |
| |
| 下市町 |
| 和歌山県和歌山県 |
| 鳥取県 |
| 鳥取県琴浦町 |
| 北栄町 |
| 自担 松江市 |
| 島根県 大田市 |
| 岡山市 |
| 岡山県 倉敷市 |
| 美作市 |
| 広島県 |
| 広島県 広島市 |
| |
| ulu 🗆 🗐 |
| 山口県 一 田口県 宇部市 |

| 都道府県名 | 自治体名 | | |
|-----------|------|--|--|
| | 高松市 | | |
| 香川県 | 宇多津町 | | |
| | 琴平町 | | |
| | 愛媛県 | | |
| 愛媛県 | 宇和島市 | | |
| | 伊予市 | | |
| | 高知市 | | |
|) 高知県 | 中土佐町 | | |
| 商和宗 | 佐川町 | | |
| | 黒潮町 | | |
| 福岡県 | 大牟田市 | | |
| | 八女市 | | |
| | うきは市 | | |
| | 糸島市 | | |
| | 新宮町 | | |
| | 岡垣町 | | |
| | 大刀洗町 | | |
| 佐賀県 | 佐賀市 | | |
| 長崎県 | 長崎市 | | |
| | 佐々町 | | |
| 熊本県 | 大津町 | | |
| 大分県 | 大分県 | | |
| | 杵築市 | | |
| | 都城市 | | |
| | 小林市 | | |
| 宮崎県 | 日向市 | | |
| | 門川町 | | |
| | 美郷町 | | |
| | 高千穂町 | | |
| | 鹿児島県 | | |
| | 鹿屋市 | | |
| 上 鹿児島県 | 西之表市 | | |
| 此儿苗术 | 中種子町 | | |
| | 南種子町 | | |
| | 瀬戸内町 | | |

資料1

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

元来、個人の QOL や幸福感は極めて個別的であるが、社会の変化に伴って、国民の人生や生活の多様性や複雑性が増している。これを踏まえると、一人ひとりの生活を基点として、それぞれが多様なルートで社会に参加し、他者とつながる機会を選択することができるような環境を整備していく視点が重要となっている。そしてこのような環境整備は、様々な変化や課題に直面する地域の持続を支えることにもつながっていくと考えられる。このような観点から、厚生労働省においては、「地域共生社会」に向けた政策の具体化を進めている。

その端緒として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号。平成29年6月2日公布。以下「改正法」という。)において、社会福祉法が改正された。この改正では、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、各自治体においては、モデル事業(地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業)も活用しながら、その体制の構築を進めているところである。改正法の附則では、公布後3年(2020年)を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

本検討会は、上記の観点を踏まえて、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、社会の変化や個々人のニーズの変化、各地域で生まれつつある実践等を踏まえ、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について検討を行うことを目的として開催するものである。

2. 検討事項

本検討会においては、次の事項について検討を行う。

- (1)次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- (2) 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化 すべき機能

3. 構成等

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、(1) の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等 の出席を求めることができる。
- (3)本検討会の議事については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出し、副座長は座長の指名により選出する ものとする。
- (5) 本検討会の庶務は、関係部局の協力を得て、社会・援護局地域福祉課において行う。

(別紙)

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 構成員名簿

朝比奈 ミカ 中核地域生活支援センターがじゅまる センター長

市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員

池田 洋光 高知県中土佐町長

池田 昌弘 NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長

大原 裕介 社会福祉法人ゆうゆう 理事長

奥山 千鶴子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長

認定 NPO 法人び一のび一の 理事長

加藤恵社会福祉法人半田市社会福祉協議会半田市障がい者相談支援

センター センター長

菊池 鼜実 早稲田大学法学学術院 教授

助川 未枝保 船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長

立岡 学 一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事

田中 滋 埼玉県立大学 理事長

慶應義塾大学 名誉教授

知久 清志 埼玉県福祉部長

野澤 和弘 毎日新聞 論説委員

原田 正樹 日本福祉大学副学長

平川 則男 日本労働組合総連合会 総合政策局長

堀田 聴子 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授

本郷谷 健次 千葉県松戸市長

宮島 渡 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表

社会福祉法人恵仁福祉協会高齢者総合福祉施設アザレアン

さなだ 総合施設長

宮本 太郎 中央大学法学部 教授

室田 信一 首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

(敬称略・五十音順)

地域の実践例: 「地域共生型拠点を活用した、あらゆる住民の担い手 創出事業」 (北海道石狩郡当別町)

共生型地域オープンサロン



- 障がい者の就労拠点(喫茶店)
- •高齢者の介護予防ボランティア
- 子どもたちの学び・遊ぶ場



◎障がい者就労

- ●多様な障がい者 就労の場
- ●同時に、子どもた ちの障がい者理解 の場に



◎介護予防ボランティア

- ●駄菓子屋で値札付けなどをしながら、 子どもや障がい者と 交流・見守り
- ●高齢者に介護予 防・生きがい創出



)体験型学童保育

●子どもたちによる お菓子作りやカ フェ店員などの体 験など

共生型地域福祉ターミナル



- 総合ボランティア拠点
- インフォーマルサービスのワンストップ拠点
- •地域の日常的な世代間交流スペース



◎特技を生かした社 会貢献

- ●高齢者と子どもが囲 碁を通じて心を通わ す
- ●子どもも高齢者の生き がいを高めて活躍



◎子育て支援

- ●育児支援を受けたい 方と育児の手助けが できる地域住民が会 員組織を結成
- ●地域互助で育児を支 え合い



◎住民相互の生活支援

- ●移動手段の確保など公的制度ではカバーできない分野で活躍するボランティア
- ●独自の養成カリキュラムを設け、地域で支え合う 仕組みづくり

共生型コミュニティー農園



- 障がい者の就労拠点(レストラン)
- 高齢者の就労拠点(農園)
- 男性団塊世代など多世代交流拠点



|◎障がい者就労

- ●個々の<mark>障がい者</mark> の得意分野に応じ た就労の取組
- 飲食業の監修に よるレストラン経営 (企業参画型)



- ◎認知症高齢者の活躍
 - ●要介護の<mark>認知症 高齢者</mark>が農業経 験を発揮
 - ●地元農家による監修(農福連携)



′◎団塊世代の活躍

- ●団塊世代の高齢者 が若い世代を巻き 込んだイベントを企 画し、リタイア後の人 生活力に
- ●畑やレストランを利用したパーティーで地域活力の向上

地域の実践例:おおた高齢者見守リネットワーク(愛称:みま~も!)

- ■地域包括支援センターが、住民や商店街など地域を巻き込み発足。
- ■「いくつになっても安心して暮らし続けるまちづくり!」を合い言葉に、地域の 医療・保健・福祉の専門職(事業所)、民間企業が「協賛金」を出し合い活動 。参加する住民(みま~もサポーター)も会費を拠出。
- ■商店街の**空き店舗を改修した「ステーション」**で、日常的に住民と専門職がつながり、住民が参加者としてではなく「やりたい事を実現」できる「場」を提供。
- ■近接する和菓子店や飲食店で新しい商品開発や売上増につながる、空き店舗がなくなるなど、商店街の活性化にも貢献。





地域の実践例:「地域完結型まちづくり」(滋賀県東近江市)

市の概要

人口:115,252人 高齢化率:24.7%

保護率:6.5‰

産業構造:

1次産業4.4%、

2次産業39.3%、

3次産業51.0%



- □ 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
- □「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが 誕生。
- →その一つとして、里山整備を起点に障害者・生活困窮者の就労の場の 創出と、薪生産・関連製造業が生まれた。

【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人 手不足により、枯れた木々が放 置されるようになった。
- ○この結果、獣害被害が深刻化。

【取組内容】

- 〇 障害者・生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、 木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

10

○ 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、**里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現**。



制度施行を契機とした「気づき」: 三重県鳥羽市の例

市の概要

人口:19,700人 高齢化率:34.3%

保護率: 4.9‰

産業構造:

1次産業12.2%、 2次産業16.7%、

3次産業65.3%



- □ 主要産業での人材不足が地域課題となっていた(地域産業の衰退による人口減少の加速化→地域力の低下)。
- □ 特に観光業では少子化・不規則勤務のため新卒就労者 の減少があったほか、水産業では繁忙期の人材確保に 外国からの出稼ぎ者も活用。
- →生活困窮者自立支援法の施行を契機に、これら地域課題 と生活困窮者の支援ニーズを組み合わせて解決できるので はないかとの気づき。

生活困窮者自立支援制度での支援

相談につながる生活困窮者の特徴

- ・ 短期間の支援(即就労したい)、ステップ アップ就労の場の確保が必要
- ・ 他県出身者で地域とのつながりが こない人が多い

行政 福祉 部門

行政 產業 部門

観光業・水産業 での人手不足

双方の課題解決に向け、商工会議 所・観光協会・漁協への働きかけ

連携

観光業では、短時間就労 や勤務内容の細分化が 可能であるほか、寮完備 で即日就労も可能。

生活困窮者が利用できる 短時間就労、就労体験の場、 緊急対応(宿泊場所)の確保が可能に 事業者にとっては、 人材確保ができるだけでなく、 受け入れた人の支援が継続する安心感

定住人口増加、雇用者数の増加、観光的魅力アップ、地域力アップ

課題解決に向けた、様々な機関・地域の連携関係の構築

様々な人に共通の中間的就労ニーズへの対応:三重県伊賀市の例

市の概要

人口:94,054人 高齢化率:31.1%

保護率:10.0‰

産業構造:

1次産業7.5%、

2次産業38.5%、

3次産業53.1%



- 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作 放棄地の増加等の課題を抱えている。
- 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。
- →市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

それぞれが抱える地域課題の 解決に向けた取組が連動し始める

<u>農家</u>

高齢化、収益が少ない、 人手不足、外国産品 の輸入 →生産量の伸 び悩み

福祉

困窮者、若年無業者、 障害者、高齢者の中 間的就労先等の確保 改良センター、JAの栽培技 術提供、生産農家の開拓

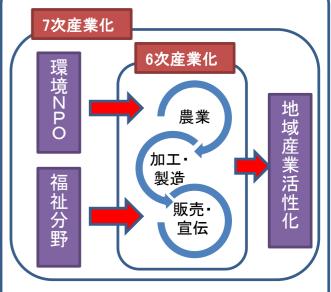
環境団体NPOが里山整備 後に栗の木を植栽

プロジェクトに先行し、企業の製造ノウハウの提供・販売の協力を得て、中間的就労の場を開設

企業(和菓子企業) 栗のブランド化を発案 先進地での栽培・加工技術 の取得、栗の買い取り約束 ーーー 市社協がコー ディネイト

これまではそれぞれが各種の補助・助成金を活用してきたが、「赤い羽根福祉基金」の助成決定により苗木・選果機の購入などの事業化が可能となった

「いがぐりプロジェクト」へ



福祉分野の中間的就労ニーズへの対応 ⇒ 7次産業化への付加価値

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)

自治体概要※

人口 403,952

面積 36.38㎞

小学校数* 41

中学校数* 18

※2017年4月1日現在 *市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんで も相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソー シャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- ●校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種 組織の協力を得て活動
- ●配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボラ ンティアの育成・登録等を実施

◎豊中あぐり(新たな担い手の育成)

●都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進 (中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目 指す



豊中あぐり

◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

●ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談で も受け止める。

◎CSW(コミュニティソーシャル ワーカー)

- ●市社会福祉協議会のCSWが専門的 観点から住民活動をサポート
- ●住民と協働しながら、地域のニーズ を把握
- ●必要に応じて、関係機関や広域の ネットワーク会議等につなぐ

連携



住民・専門職によるアウトリーチ (ローラー作戦)



コミュニティ ソーシャルワーカー

地域包括ケアシステム推進総合会議 (市全域)

• 多分野の相談支援機関の課題共有、しくみづくりの場

警察 連携

消防

専門職、高齢・障害・児童の施設事業所、地域住民、民 生委員・児童委員などが参加

地域福祉ネットワーク会議

(日常生活圏域:市内7地域)

【高齢部会・障害部会・子ども部会】

ワークショップなどを通した課題共有・地域連携の場

子育て

高齢

膧害

市レベルでの取組

医療

生活困窮

民生 児童委員 校区福祉委員

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築(東京都江戸川区)

自治体概要※

人口 695,699

面積 49.09㎞

小学校数* 71

中学校数*33

※2018年4月1日現在

*区立のみ

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内4か所に設置している。(最終的に15か所の整備を計画)
- くらしごと相談室(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした区の相談支援機関が連携(バックアップ)している。

住民に身近な地域での取組

◎なごみの家

- 江戸川区社会福祉協議会が2016年5月 に区内3か所に設置して取組がスタート(区 の補助事業)し、現在は8か所(2018年4 月末時点)。2025年までに15か所∞の整 備を計画。
 - (※)区内の地域活動において重要な役割を果たしている 連合町会の区域割り



なごみの家 小岩

- なごみの家の主な機能は以下の3つ
- ①なんでも相談(必要に応じてアウトリーチで相談に応じる)
- ②子どもから高齢者まで<u>誰でも集える交流の場</u> 子どもの学習支援や子ども食堂の会場にもなっている。
- ③地域のネットワークづくり

■ 運営に携わるのは、区社会福祉協議 会のCSW(コミュニティソーシャル ワーカー)、看護師、地域ボランティア



出所:広報えどがわ 2016年5月10日号

- 「 「なごみの家」のエリアごとに「地域支援会議」(※)を開催し、CSWの戸別訪問や会議メンバーが地域で活動する中から抽出された地域課題を出し合い、解決方策(例: 不足している地域資源の創出等)を検討。
 - (※)3か月に1回程度開催。メンバーは、地元町会や民生・児童委員、医師会等の医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、NPO, ボランティアなど。40~50人程度の参加がある。

連

区レベルでの取組

バック アップ

相談支援機関

区役所、くらしごと相談室(生活困窮者支援) 熟年相談室(地域包括支援センター) 子ども家庭支援センター、障害者支援ハウス 地域活動支援センター





その他関係機関

地域: 町会・自治会 医療: 医師会など

住まい:不動産事業者など

生活支援:NPO、民間事業者など

健康・生きがい:人生大学、健康サポートセンターなど

介護:介護事業者など

地域ボランティア:民生・児童委員、ボランティアなど

福祉:障害福祉事業所、子ども関係など

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談(三重県名張市)

自治体概要※ 人口 78,920 面積 129.77km 小学校数* 14 中学校数* 5 ※2018年4月1日現在 * 市立のみ

- 複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等)を抱える人に、まちの保健室がワンストップ相談窓口として機能するよう体制を整備。さらに、地域づくり組織をバックアップすることで、地域活動を強力に推進している。
- エリアディレクターはまちの保健室等で把握された複合的な課題に対し、関係機関等との連携を強化しながら、必要な支援をコーディネートしている。

住民に身近な地域での取組

◎地域づくり組織

- ●区長制度を廃止し、おおむね小学校圏 域ごと15地域の「地域づくり組織」に整理。
- ●市から「地域づくり組織」に対し使途自由 な「ゆめづくり地域交付金」(既存の地域 向け各種補助金を一括交付金化)を交付。 住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが 活発化。

◎おじゃまる広場(つつじが丘地区)

●地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。 高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとし て参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与 えて活躍。







「おじゃまる広場」の光景

地域の課題を検討する各種会議等

エリアネットワーク

◎まちの保健室(地域支援事業・地域力強化推進事業)

● 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年(平成17年)度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2~3名ずつ配置。

(地域包括支援センターのブランチ)

- まちの保健室の業務
 - ①あらゆる世代を対象とした、 健康・福祉の総合相談
 - ②見守り・支援ネットワークづくり (地域づくり組織などとの協働)
 - ③健康づくり・介護予防





市レベルでの取組

市 (エリアディレクター配置部局)

·高齢 ·障害 ·児童 ·困窮 ·教育

福祉•医療

教育

各種団体機関

地域づくり組織

◎エリアディレクター

- ●市役所本庁の福祉部門及び教育委員会に配置された社会福祉士等(5名)。まちの保健室等で把握された複合的な課題に対し、関係機関等との連携を強化しながら、必要な支援をコーディネート。
- ●定例会では環境部門の職員も加え、新たな社会資源の創出について検討。

作成:厚生労働省

官民協働・地域協働の認知症の地域支援体制づくり(福岡県大牟田市)

自治体概要※

人口 115,803

面積 81.45㎢

小学校数* 19

中学校数* 8

※2018年4月1日現在 * 市立のみ

- 介護サービス事業者と行政が協働し、認知症の人と家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを実施している。その取組をきっかけに、誰もが安心して暮らせるまちづくりに発展している。
- 小学校区に最低1か所は小規模多機能型居宅介護施設を設置し、併設する介護予防拠点・地域交流施設が福祉のまちづくりの拠点となっている。
- 2017年8月から機構改革により行政内に総合相談窓口を設置し、対象者で分けない支援体制を構築。
- 2018年度から地域包括支援センターをあらゆる世代を対象にした総合相談窓口として位置づけ。

住民に身近な地域での取組

◎認知症の人を支える地域づくり(市/介護サービス事業者協議会)

- ●2002年度から市と介護サービス事業者が協働して、地域で認知症の人をはじめ高齢者を支える取組(人材育成、福祉教育、模擬訓練等)を実施
- ●毎年実施する認知症SOSネットワーク模擬 訓練(認知症の人の捜索・声かけ訓練)に は、市民約3,000人が参加

◎地域包括支援センター

- 地域包括支援センター(6か所)に地域共創サポーター、生活支援コーディネーターを配置し、住民に身近な総合相談窓口として位置づけ
- 地域共創サポーターの役割 ①地域の様々な人々の相談を受け付け、幅広い地域生活課題に対応 ②インフォーマルサービスに主体的に取り組む地域住民・団体の支援

◎校区まちづい協議会

●自治会、校区民生委員·児童委員協議会、校区社会福祉協議会、 老人クラブ等の各種団体により構成された協議会を中心に、地域 活動を展開(協議会を主体に模擬訓練等を実施)

◎介護予防拠点·地域交流施設

- ●誰もが集まることができる居場所および地域の 活動拠点
- ●小規模多機能型居宅介護等の地域密着型 サービスや医療機関、介護施設等に併設(市内 45か所設置)



社会福祉法人等が設置する介護予防拠点・地域交流施設

市レベルでの取組

高齢

大牟田市権利擁護連絡会(相談支援包括化推進会議)

- 多分野の相談支援機関の課題共有、支援体制構築の場
- **でま**・既存ネットワークの活用

成年後見センター

訓練の様子(認知症役への声かけ)

児童

教育

消費生活

生活困窮

社協

□◎よろず相談員(相談支援包括化推進員)

- ●行政内に総合相談窓口を配置(機構改革)
- ●複合的な課題のある世帯等を支援するために、地域の相談支援機関をコーディネートし支援体制を構築



警察

司法

「まちづくりセンター」を拠点とした身近な地区における包括的支援体制(東京都世田谷区)

自治体概要※

人口 896,057 面積 58.05km

小学校数*62

中学校数* 29

※2017年4月1日現在 *区立のみ

- 地域活動を支援するまちづくりセンターと、地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンター、地域資源開発の担い手である社会福祉協議会の三者の一体整備により、三者が連携して身近な地区での福祉の相談と参加と協働による地域づくりを推進。
- 三者が相談を受け止め、必要に応じて区内の5か所の総合支所や本庁、関係機関と連携して対応。

住民に身近な地区での取組

◎まちづくりセンターでの三者の一体整備

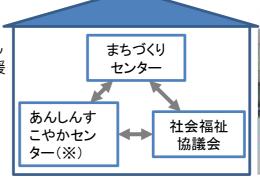
- ●区内27か所(日常生活圏域毎)のまちづくりセンター(地域活動の支援)と、あんしんすこやかセンター(※地域包括支援センター)、社会福祉協議会(生活支援コーディネーター等)の一体整備を推進し、三者の連携を強化。
- ●三者が持つ地域づくりのノウハウ、地域の人材や資源等を共有して、
- ①身近な地区で福祉の相談を受ける仕組みづくり
- ②身近な地域で支え合う活動の創出やネットワークづくり に取り組み、地域の課題を地域の力で解決していく。

◎三者連携会議

●三者の運営や地区活動等に関する情報の共有や地 区の課題解決に向けた検討を行う。

◎地区アセスメント

●地区の社会資源、住民ニーズ、生活課題の把握とそれに基づく取組を検討・実施





三者の一体整備(上馬まちづくりセンター)

連携・ バック アップ

区レベルでの取組

地域障害者相談支援センター

自立相談支援機関

区役所(本庁組織)

保健福祉部、障害福祉担当部、 高齢福祉部、子ども・若者部、世 田谷保健所が連携し、総合支所を バックアップ

若者総合支援センター

おでかけひろば

総合支所(区内5地域:福祉事務所・市町村保健センターの機能も持つ)

健康づくり課 母子保健 健康づくり

健康づくり こころの健康

生活支援課 生活保護 生活困窮

生活困窮 者の保健福 者の保健福 社サービス

保健福祉課 地域振興課

高齢者・障害 地域活動支援、 者の保健福 防災、 祉サービス 生涯学習

作成:厚生労働省

17

「地域の縁側」などを中心とした支え合いの地域づくり(神奈川県藤沢市)

自治体概要※

人口 427,501

面積 69.57㎢

小学校数*35

中学校数* 19

※2017年4月1日現在 *市立のみ

- 相談機能も備えた多世代交流の場である「地域の縁側」を市内33か所に設置
- 「地域の縁側」において把握された困りごと・相談ごとについては、市民センター等と連携して、確実に 専門的な支援につなげる。
- バックアップふじさわ(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした相談支援 機関が連携・バックアップ。

住民に身近な地域での取組

◎地域の縁側

- ●誰でも気軽に立ち寄れ、相談もでき る多世代交流の場。市内33か所に 設置
- (※)基本型、基幹型(生活支援コーディネーターを配 置)、特定型(高齢者の居場所、子育てサロン等利 用対象者であれば誰でも利用可)に分類される
- ●市内の地域団体(地区社会福祉協 議会、地区民生委員児童委員協議 会、自治会·町内会等)、NPO、社 会福祉法人等が運営。運営に当 たっては、地域ボランティアと協働 (ボランティアポイント制を活用)



地域の縁側「ヨロシク♪まるだい(終活セミナー)





(地域の縁側「たきのさわパラダイス」)

子育て

◎地区ボランティアセンター(市内12か所)

● 電球交換やゴミ出し、外出付き添いなど、 高齢者や障害者などの日常生活での ちょっとした困りごとの手助け(生活支援)や、 身近で気軽に集まることのできるサロン(居 場所)事業も実施。



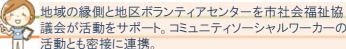
ボランティアセンターすっつあい



◎市民センター・公民館(市内13か所)

- ●地域団体の育成援助や郷土づくり推進会議(※)の業務を担う。 (※)市民、地域団体等の市民参画により、地域の特性を活かした郷土愛あふれるまちづくりを推進
- ●地域の身近な福祉サービスの窓口として地区福祉窓口を設置。福 祉や健康に関する相談を受け、関係機関の紹介や情報提供を実施

バック アップし



市レベルでの取組

◎全世代・全対象型包括ケアの基盤づくり

ハローワーク常設窓口(市庁舎内) (ジョブスポットふじさわ)

自立相談支援機関(市直営) (バックアップふじさわ)

教育

地区ボランティアセンター

自立相談支援機関(委託) (バックアップふじさわ社協)

地域の多様な活動団体

地域の縁側 子ども食堂、農福連携 等

◎相談支援包括化推進員

- ●生活困窮者自立相談支援機関(2力 所)に1名ずつ配置。
- ●複合的な課題がある事例に対し、多 機関が関わる体制を構築することで、 制度の狭間に陥ることがないような支 援体制を構築する。

地域包括支援センター

障がい相談

支援事業所

•包括的・継続的な支援の実施体制

子育て支援 センター

医療

福祉

介護

作成:厚生労働省

活発な地域福祉活動と「丸ごと」相談を組み合わせた総合的な支援体制(山形県山形市)

連携

サポート

自治体概要※

人口 251,206

面積 381.58㎞

小学校数* 36

中学校数* 15

※2018年4月1日現在 * 市立のみ

- 市内30地区を事業実施単位として、住民に身近な地域での居場所・活動拠点を設置し、住民からの困り ごと等に対応する相談体制の整備を目指す。
- 社会福祉協議会の福祉まるごと相談員(相談支援包括化推進員)や第2層生活支援コーディネーターが 連携・協働し、地域での取組をサポート。
- あわせて、生活困窮、高齢、障がい分野などの複数事業を受託する社協内の総合相談体制を整備し、 市・社協・関係機関が連携した総合的な支援体制を推進。

住民に身近な地域での取組

◎地区社会福祉協議会

- 市内30地区に存在。独立会計のもと、各々が主体的に活発な地域福祉活動(ふれあいいきいきサロン、地域交流活動等)を展開
- ◎福祉協力員活動(平成8年~全地区配置)
 - 市社会福祉協議会が委嘱。高齢者の見守り、声かけ、訪問を実施するほか、地域福祉活動に協力
- ◎三者懇談会(町内会役員·民生委員児童委員·福祉協力員)、地区地域 福祉推進会議
- 三者懇談会では福祉マップ(要支援者等の把握等)を作成・更新
- 地区地域福祉推進会議では、生活課題を共有し、その解決に向けて地域福祉活動に取り組むために協議する。

◎「ちょっとした支援」の展開

- 中·高校生等が、高齢世帯等の雪かきやゴミだ しを支援
- 社会福祉法人の地域貢献活動と連動し、高齢者の買い物支援を実施(送迎車の空き時間を活用)



● 誰もが気軽に立ち寄れる居場所とするとともに、 週2日程度、住民ボランティア(地区社協役員や 町内会役員等)による何でも相談を実施



高校生による除雪活動



第十地区やよい集会所

福祉まるごと相談員、生活



◎福祉まるごと相談員(CSW(コミュニティソーシャルワーカー))

● 複合的な課題、「制度の狭間」に対応するため、社協に5名 (うち1名は市役所内)配置。同じく社協に配置された生活支援 コーディネーターと連携。

◎福祉まるごと相談窓口(市社会福祉協議会に設置)

● 社協が受託している地域包括支援センター、障がい者相談 支援センター、成年後見センター、生活困窮者自立相談支援 の窓口を集約し、総合相談体制を推進。

市レベルでの取組



作成:厚生労働省

生活困窮者支援を基盤とした包括的支援体制(兵庫県芦屋市)

自治体概要※

人口 96,196 面積 18.57km 小学校数* 8 中学校数* 3 ※2017年10月1日現在

- 生活困窮者支援を推進する基盤整備の一環として保健福祉センター内に総合相談窓口を設置。
- 市役所内の関係部署や関係機関との連携を促進するために、統一様式(Joint-Sheet)を活用。地域福祉課内にトータルサポート係を設置し、複合的な事案の支援やコーディネート等を実施。
- 住民、専門職、行政等が協働して地域課題を解決するためのネットワークとして、「地域発信型ネットワーク」を構築。「小地域福祉ブロック会議」等により、地域内の課題の解決や地域活動を展開。

住民に身近な地域での取組

◎小地域福祉ブロック会議

*市立のみ

● 小学校区単位で、住民、専門職、行政等、地域の福祉に関わる人々が集まり、地域内の課題の発見・共有、活動展開方法の検討と計画化、役割分担、活動、評価を実施。住民主体の見守り活動や居場所づくり等を実施。(2016年度の地域活動の実践件数13件)

連携

課題

共有



小地域福祉ブロック会議の様子

◎全世代交流に向けたプロジェクト・チーム

● 金融機関、株式会社、大学等の多様な主体による情報 交換、学習会を通じてこれからの「地域につながる取組」 を期待。

◎福祉なんでも相談「総合相談窓口」

● 保健福祉センター内に総合相談窓口を設置。 生活困窮者自立相談支援事業も担う社会 福祉協議会が運営し、分野を問わない相談 を受けている。

連携

連携



市レベルでの取組

中学校区福祉 ネットワーク会議 (市内3地域)

・地域ケア会議、自立支 援協議会実務者会議、 要対協、個別ケース検 討会議と 連動

福祉部

社会福祉課、地域福祉課 福祉センター、生活援護課 障害福祉課、高齢介護課 ※福祉部各所管課長による福祉 部部会において地域課題の共通理 解・合意形成を実施



 関係部署・関係機関の連携 円滑化のためにガイドライン を作成し、統一様式(Joint-Sheet)を活用

窓口対応・相談支援

共有

地域福祉課 トータルサポート係

関係機関

権利擁護支援センター 高齢者生活支援センター (地域包括支援センター) 障がい者就業・生活支援センター 就労準備支援事業 障がい者基幹相談支援センター 障がい者相談支援事業 家庭児童相談室

関係部署

子育て、健康、住宅、都市計画、防災 教育、経済、環境、納税等

連携

地域福祉課トータルサポート係で、複合的な事案についての支援・ 関係各課のコーディネート、専門的な事項についてのサポート、部 署横断のプロジェク・トチームの事務局等を担当。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(概要) (地域共生社会の実現に向けた取組の推進(新たに共生型サービスを位置付け))

見直し内容

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新 たに共生型サービスを位置付ける。
 - (注)具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあ わせて検討。



【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法 にある場合は、介護保険サービスの利用が優先される ため、従来から障害福祉サービス事業所を利用してい た障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を 利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供 に当たる人材の確保が難しくなる。

新たに共生型サービスを位置付け









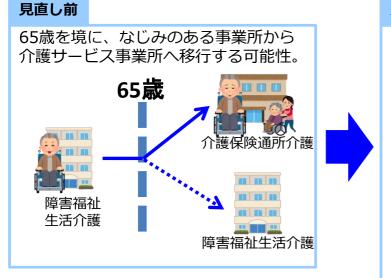
障害福祉サー ビス事業所等 であれば、介 護保険事業所 の指定も受け やすくする特例 を設ける。 ※逆も同じ

共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉(共生型)の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。
- ○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合(障害報酬)



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合(介護報酬)



見直し後

【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害 者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

- ・サービス管理責任者配置等加算(新設) 58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算(新設)
- ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
- ② 保育十又は児童指導員を配置

78単位

等

九州厚生局における地域共生社会構築の取組

趣旨

- 昨年11月に、九州・沖縄管内における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組の支援を進めるため、厚生 労働省九州厚生局内に 「地域共生社会推進本部」を設置。
- 令和元年5月に、自治体・関係団体・有識者が参画する「九州厚生局地域共生社会推進会議」を設置。

九州厚生局地域共生社会推進本部

(平成30年11月1日設置)

本部長 : 九州厚生局長

本部長代理 : 健康福祉部長 総務管理官

指導総括管理官

本部員:

総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、地域包括ケア推進課長、 管理課長、関係各課長補佐等

〈所掌事務〉

・管内における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組を支援するための企画、 立案及び調整に関すること。

当面の活動について

- 1 優良事例・ノウハウの横展開の推進
- 必要なサービス等が十分に整備されていない以下の課題に特に重点的に取り組むことし、各県等と連携しつつ、優良事例サイトの創設、表彰の実施、アドバイザーの登録・派遣、セミナー等の開催により、市町村等の取組を支援する。
 - ① 地域包括ケアシステムに関する取組
 - ② 生活困窮者支援に関する取組
 - ③ 障害者の地域生活支援に関する取組
 - ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組
 - ⑤ その他、地域共生社会構築に関する取組
- 2 他省庁と連携した取組の推進

市町村等の取組を支援していくに際して、各省庁の地方支分部局と以下の観点からの情報共有を進めるとともに、連携したマッチング支援事業を行う。

- ① 総務省九州総合通信局(ICT・IOTの利活用)との連携
- ② 経済産業省九州経済産業局 (ICT等の先端技術の利活用) との連携
- ③ 農林水産省九州農政局(農福連携)との連携
- ④ 国土交通省九州地方整備局(居住支援)との連携
- ⑤ 国土交通省九州運輸局(移動支援)との連携
- 3 「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」の創設

九州・沖縄管内の自治体・民間団体・企業・大学・NPO等が自律的・恒常的にマッチングの取組を進めることができるよう、「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」を創設する。

4 地域共生社会の構築に向けた研究大会の開催(H31.3.9) 今後の九州・沖縄全域における地域共生社会構築に向けた取組を加速させるため、「地域共生社会の構築に向けた九州・沖縄研究大会」を開催。

九州厚生局地域共生社会推進会議の設置

九州厚生局地域共生社会推進会議

(令和元年5月設置)

〇 目的

管内における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組の更なる推進を図ること

〇 構成員

自治体関係者(各県担当課長等)、医療・介護・福祉等関係団体代表者、有識者

〇 検討事項

地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組への具体的な支援策(※)の検討 ※ 優良事例サイトの創設、優良事例の表彰、アドバイザーの登録・派遣、セミナーの開催等

〇 主な支援対象分野

地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者支援、障害者の地域生活支援、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、地域共生社会構築のための市町村の総合的な取組体制整備

〇 その他

機動的に他省庁と連携を図りつつ実施

〇 事務局

九州厚牛局



必要に応じて 支援対象分野別のWGを設置

地域包括ケアWG

※メンバーは、各県介護保険担当課長等、関係団体代表者、有識者

優良事例・ノウハウの横展開の推進

○ 地域包括ケアシステム、生活困窮者支援、障害者の地域生活支援、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などの事業について、各県等と連携しつつ、以下により、優良事例サイトの創設、表彰の実施、アドバイザーの登録・派遣、セミナー等の開催により、市町村等の取組を支援する。

1 優良事例サイトの創設

地域の実情に応じた優れた取組を行っている市町村・事業者等の事例収集を行い、わかりやすい内容等に整理 した上で、九州厚生局ホームページに優良事例サイトを創設する。

※ 地域包括ケアシステム関係は、令和元年5月に開設。その他の事業についても、今夏を目途に開設予定。

2 表彰の実施

地域の実情に応じた優れた取組を行っている市町村・事業者の公募を行い、九州厚生局長表彰を実施し、その 取組を幅広く紹介し、横展開を推進する。

※ 地域包括ケアシステム関係は、平成31年3月から各県を通じて公募し今夏を目途に表彰予定。その他の事業についても、 令和元年度下半期を目途に表彰予定。

3 アドバイザーの登録・派遣

地域の実情に応じた優れた取組を行っている市町村・事業者の職員や有識者をアドバイザーとして登録し、九州・沖縄管内の支援を希望する市町村等に対して、それぞれの市町村等の課題に即したアドバイザーを派遣し支援を行う。

※ 地域包括ケアシステム関係は、今夏を目途に事業開始予定。その他の事業についても、令和元年度下半期を目途に事業 開始予定。

4 セミナー等の開催

各事業の自治体関係者、医療・介護・福祉等事業者等が参加するセミナー・フォーラム・研修会を各地で開催 し、それぞれが抱える課題解決に向けた意見交換やノウハウなどの情報共有の場として提供する。

マッチング支援事業(他省庁との連携)

○ 自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁(国土 交通省、農林水産省、総務省、経済産業省)の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、 厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援を行う。

1 居住支援(国土交通省九州地方整備局との連携)

九州地方整備局と共同で、自治体(市町村)の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、自治体における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

※ 平成30年10月から、九州地方整備局と共同で「地域包括ケア等×住宅建築ストック政策クラフトチーム」を開催しており、 管内5市町が参加。

2 移動支援(国土交通省九州運輸局との連携)

自治体(各県)を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者(高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体)を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

3 農福連携支援(農林水産省九州農政局との連携)

福祉関係事業者(農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体)から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。 また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設 されており、これまで管内全県を支援。

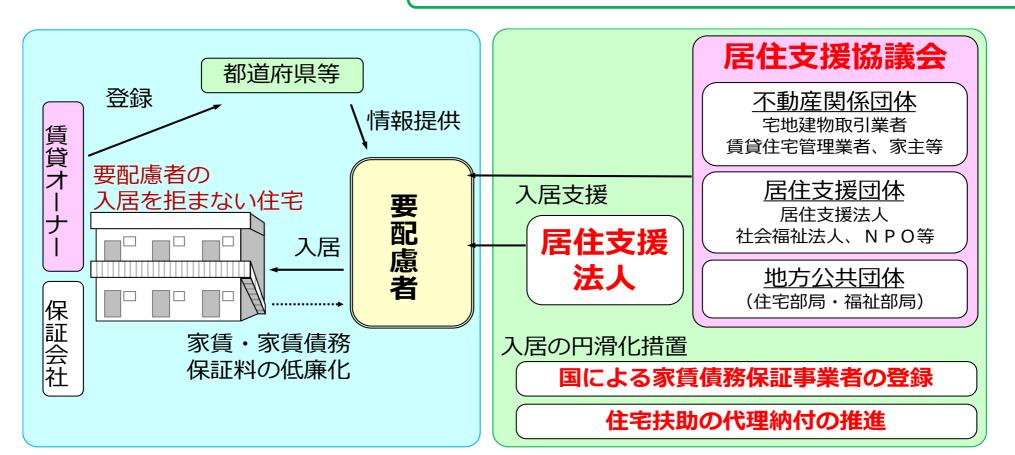
4 ICT利活用支援(総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携)

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

新たな住宅セーフティネット制度

「住宅セーフティネット 法」に基づき、民間賃貸 住宅を活用し、住宅確保 要配慮者に住宅を提供す る制度

- ① 住宅確保要配慮者の<u>入居を拒まない</u> <u>賃貸住宅の登録制度</u>
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援



住宅×福祉の連携を促す取組(九州地方整備局との連携①)

昨年度より、両省共同で、市町村等での連携政策創りを応援する「『地域包括ケア等×住宅建築ストック』政策クラフトルーム」を企画運営。昨年8月のセミナーを皮切りにスタート

- ○両省による趣旨説明
- ○有識者による講演
- ○参加者による意見交換 【参加者 約40名】
- ※自治体の両分野の職員のほか、
- 福祉法人も参加

持続可能な「地域共生社会」の実現と、空き家問題の対応などは、各分野の喫緊の課題。

両分野の資源を有効活用して「Win-Win」の関係の中で連携政策を創っていくことが重要! 当企画に参加してみませんか?





住宅×福祉の連携を促す取組(九州地方整備局との連携2)

10月からは、個々の市町村と、具体的なディスカッションを始めています。来年度以降も続けていきます。

第1回(2018年10月)

第2回(2019年1月)

第3回(2019年3月)

まずは、自分のまちの状況を把握しましょう! あなたのまちは、どんなまち?

「思い込み」「イメージ」ではなく、客観的に データから把握してみましょう!



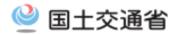


前回のアドバイスを一部「いただき」! 早速、事業化しようとして、鋭意進めています。

【参加5自治体】

大牟田市・大川市・うきは市・基山町・長崎市

地域公共交通確保維持事業 (陸上交通:地域内フィーダー系統補助)



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

〇 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者 又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

〇 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

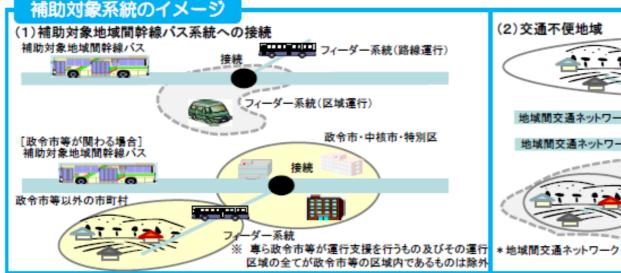


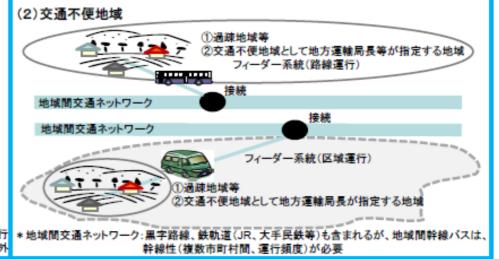
補助率

1/2

〇 主な補助要件

- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること 又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的 とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を 有するものであること
- 新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人/1回以上であること (定時定路線型の場合に限る。)
- 経常収益が経常費用に達していないこと





協議会



- 構成員は、地方公共団体の判断により柔軟に追加可能。(例:商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等)
- 必要な構成員の追加により、本法に基づく協議会に道路運送法に基づく地域公共交通会議等の他の協議会の機能を付加し、合同で開催するなど、事務負担の軽減が可能。

交通部局のみならず、まちづくり、 観光振興、健康、福祉、環境等を管轄する 幅広い部局からの参画を期待。

日頃から当該交通を利用し、その実情をよく知 る者の参画も欠かせない。

協議応諾義務

: 公共交通事業者等、 道路管理者、港湾管理者、 形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

協議会の主な構成員

市町村

公共交通 事業者

学識経験者

利用者·住民

道路管理者

公安委員会

施設管理者

港湾管理者

200

地域公共交通網形成計画の作成・実施

独禁法上の留意点

- ○協議会において事業者の間で、例えば公共交通サービスに係る 個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等について 合意がなされるなど、独占禁止法の規定に抵触しないよう留意。
- ○このため、事業者の個別・具体的な 運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等の設定について協議する 場合には、地方公共団体が個々の事業者との間で個別に協議。

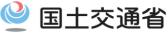
結果尊重義務





大分市「ふれあい交通」の取組

(平成30年 地域公共交通優良団体 国土交通大臣表彰,九州運輸局長表彰)



- ・地域住民の中でも「真の利用者」自らが「地域検討会」において運行計画を策定・見直し。
- ・平成29年度より、<u>市内の全ての交通不便地域において導入可能</u>にし、<u>路線バスとのネットワーク</u>を構築。
- ・開始時より、<u>運行ルートが大きく増加し</u>、地域住民の「おでかけ」の手段として定着。

取組の概要

- 〇高齢化が進展し、交通不便地域が多数点在する大分市において、 平成16年から登録制・予約制の乗合タクシーを運行開始。 平成24年から「ふれあい交通」として本格化。
- 1. 取組主体
- 〇大分市地域公共交通協議会
- 2. 多様な主体の実質的参画
- 〇各ルートにおいて、地域住民が主体となり、大分市と運行計画の 策定・見直しを行う「地域検討会」を開催。地域住民の中の「真の 利用者」のニーズを受け止め、運行の改善につなげていく仕組み を構築。
- 3. 創意工夫
- 〇各ルートごとに利用登録者数に応じた便数の上限(1週6~20便) を設定。
- 4. 自立的・継続性
- 〇平成16年に4ルートから開始した取組みが現在は23ルートに 横展開。利用者増加の系統もみられる。
- 5. 運輸局の取組
- 〇地域内フィーダー系統確保維持費補助金により運行費の支援 及び大分市地域公共交通協議会に参画しアドバイス。





農福連携による障害者の就農促進プロジェクト(平成28年度~)

事業の趣旨

平成30年度予算額 269.310千円 平成31年度予算案 269.310千円 差引増▲減額 ±0千円

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、<u>障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援</u>する。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者 の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、<u>補助率は</u> 10/10とする。

〇農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、<u>農業技</u> 術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家 の派遣等に係る経費を補助する。

〇農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による<u>農福連携マルシェの開催</u>に係る 経費を補助する。

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、<u>セミナー等を開催</u>する経費を補助する。

〇マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による<u>施設外就労とのマッチング支援</u>を 実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10/10

都道府県

農福連携マルシェの

開催※委託による実施可

専門家の派遣等の

支援等※委託による実施可



障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加

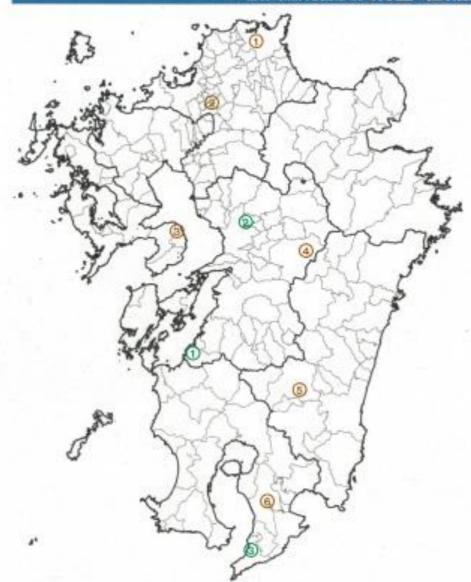




九州管内の農福連携対策の実施状況

- ○農林水産省では、平成29年度から農山漁村振興交付金に農福連携対策を新たに創設。うち、九州管内では9団体を支援。 ○各団体は、6次産業化の施設整備や作業マニュアル作成等の障害者の就労支援に向けた受入体制の整備、農業技術や加工技術の習得にむけた技 術研修等に取り組んでいるところ。

農山漁村振興交付金(農福連携)事業実施地区位置図



1. H29年度 農山漁村振興交付金(農福連携対策)

| 番号 | 団体名 | 票·市町村名 |
|-----|---------------|-----------|
| 1 | 一般社団法人 さくら福祉会 | 熊本県 水俣市 |
| (2) | NPO法人 あじ菜工房 | 熊本県 菊陽町 |
| (3) | 社会福祉法人 白鳩会 | 鹿児島県 南大隅町 |

2. H30年度 農山漁村振興交付金(農福連携対策)

| 番号 | 団体名 | 県·市町村名 |
|-----|-----------------------|----------|
| 0 | 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 | 福岡県 北九州市 |
| (2) | 特定非営利活動法人 よか傑 | 福岡県 筑紫野市 |
| 3 | NPO法人 長崎ライフサービス | 長崎県 島原市 |
| 4 | 有限会社 ビッグランドグループ配送センター | 熊本県 山都町 |
| (5) | 社会福祉法人 ときわ会 | 宮崎県 小林市 |
| (6) | 農業生産法人 (有)えこふぁーむ | 鹿児島県 鹿屋市 |

| 区分 | 団体名 | 作物 | 取組のポイント |
|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| | (有) 寺本果実園 (熊本県熊本市) | みかん | みかん生産で障害者の就労の 場を確保 |
| | 農家「オムニバス」(宮崎県日南市) | ゴボウ、オ クラ、野沢 菜、高菜 | |
| 「農」主体 | (有)緑の里りょうくん (宮崎県日南市) | 多品目の柑 橘類 | こだわりミカンの出荷作業を 福祉事業所に委託 |
| | (株)南風ベジファーム (鹿児島県南さつま市) | 赤しそ、高 菜、漬物等 加工、作業 受託 | 野菜生産+漬物加工+農作業 受託で就労の場を確保 |
| 「福」主体 | 社会福祉法人佐賀西部 コロニー (佐賀県太良町) | みかん、さ つま芋等 | 福祉施設と地域の高齢農家が 連携した農業生産 |
| | N P O 法人にしはらた んぽぽハウス (熊本県西原村) | いちご、栗、 ユズ等の農 産加工 | 規格外品等地域資源を活用した6次産業化 |
| 「農」と 「福」の マッチン グ | 社会福祉法人太陽の家 (大分県別府市) | 農作業受託 | JAと福祉事業所の間で農作業の共同受注を調整 |

農福連携の取組事例(「農」主体)

農業生産法人(有)寺本果実園 (熊本県熊本市河内町)

~みかん生産で障害者の就労の場を確保~







段々畑のみかん園

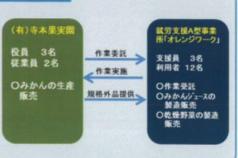
出荷作業の様子

寺本果実園の皆さん

経緯

- ・大規模みかん経営の法人。40年ほど前 より知的障害者を住込みの実習生として 受入。
- ・実習生の増加に伴い、先代の当社社長がH16年に社会福祉法人を設立し、当社の作業受託を担う就労継続支援A型事業所、グループホーム等を運営。
- ・実習生は事業所に雇用されるとともに、 ケループホームに入居し、日常生活上の指導・支援を受けている。

体制



取組内容

- ・温州みかん3種類10ha、晩柑類6種類 8haの減農薬栽培を30年以上継続。全 国の生協等の小売店に販売。
- ・多様な品種のため、一年を通して作業 があり、利用者7名が通年従事。
- ・規格外品を事業所に提供。事業所はストレートジュースを製造販売。
- ・利用者の特性をみて担当してもらう作業を決め、作業工程を単純化し、単一作業を行ってもらっている。
- ・作業内容や量は、各人の能力に合わせ、無理をさせず、手の届く目標を設定。

取組の評価

- ・人手不足の中、利用者は貴重な労働力 であり、経営の継続発展には欠かせな い存在となっている。
- ・年間を通した作業委託により利用者は 最低賃金と同水準の収入を得ることが できている。
- ・出荷する際、社員の写真を添付。障害者とともに安全で美味しいみかんづくりに取組んでいることを紹介。「障害者の仕事に感動した」等の反響があり、障害者の励みとなっている。

農福連携の取組事例(「農」主体)

農家OMUNIBUSU(オムニバス)

(宮崎県日南市)

~障害者を含む地域の労働力を活用した露地野菜経営~







水田ゴボウの収穫作業



収穫されたゴボウ

経緯

- ・代表は、農家名のオムニバス(集合体) のとおり、雇用により多くの人が従事する 農業を目指し、H27年に就農した青年農 業者。
- ・自作地及び耕作放棄地の再生により水 稲、水田ゴボウ等の生産に着手。ゴボウ の収穫作業を地元の就労継続支援事業 所に作業委託。
- ・通年就労の場を提供できるよう水稲をオ クラに転換。裏作借地でゴボウを拡大。

体制



取組内容

- ・H30年の栽培面積は、ゴボウ3ha、オクラ0.4ha、野沢菜1ha、高菜0.6ha。
- ・販売先はゴボウ、オクラは主にJA、野 沢菜、高菜は漬物メーカーに直接販売。
- ・代表が機械作業、作業スケジュールの作成・連絡を行う。パート従業員を6名雇用し、常時3名が農作業(障害者が出来ない作業)に従事。また障害者5名とその支援員2名が農作業に従事。
- ・障害者には日々の作業量のノルマは 決めず、所定の時間内で可能な範囲で の作業をお願いしている。

取組の評価

- ・障害者は、単純な作業を一生懸命行ってもらえる大事な戦力。農家の規模拡大(H27の1.5haからH30は6ha)に貢献。
- ・利用者は楽しく作業に従事。年間を通して就労の場が確保されたことにより、工 賃向上に結びついている。
- ・農家の規模拡大で利用者や支援員の 増員が可能となった。
- ・今後も規模拡大を目指しており、障害者や時間に余裕のある健常者のパート 雇用をさらに増やしたい。

農福連携の取組事例(「農」主体)

(有)緑の里りょうくん (宮崎県日南市)

~こだわりミカンの出荷作業を福祉事業所に委託~



樹上完熟のミカン園

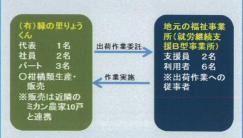


出荷用ダンボール

経緯

- ・柑橘類専門の農業生産法人(経営規模8 ha)。マルチ栽培、樹上完熟、減農薬の栽培法。高糖度の味にこだわった多品目の柑橘類を周年生産。
- ・近隣のミカン農家10戸と連携し、都内スーパー等量販店に直接販売。出荷作業はパート従業員を雇用し、ミカン園内の集荷施設で行っていたが、その確保が困難になったため、H28年より出荷作業を地元の福祉事業所に委託。

体制



取組内容

- ・障害者が当社の集荷施設に通って作業することが困難なため、当社が事業所まで青果を持込み、事業所で出荷作業を実施。
- ・出荷作業は通常6名の障害者と支援員 2名の計8名体制で実施。障害者は複 数の作業を行うことが難しいため、工程 を細かく分け、支援員とともに分担して 実施。
- ・出荷作業は9月から翌年5月まで通して委託し、事業所への委託料は出荷量(kg単価)による出来高払い。

取組の評価

- ・人手不足の中、福祉事業所に出荷作業 を委託でき、大変助かっている。
- ・出荷量の増加が見込まれることから、 別の事業所にも委託する予定。
- ・当社の出荷では、確実に決められた量を決められた時間内に納品することが求められる。障害者は急な体調不良で作業できない場合があり、出荷量が増えても確実な納品ができるようパート従業員を事業所に派遣する対応も検討している。

農福連携の取組事例(「農」主体)

㈱南風ベジファーム (鹿児島県南さつま市)

~野菜生産+漬物加工+農作業受託で就労の場を確保~







夏は赤しそ栽培が中心

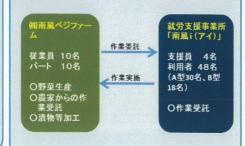
冬は高菜の収穫・加工

芋の苗植え

経緯

- ・当社代表は、他県で清物業を営んでいた が、農家の高齢化で原料野菜の調達が 難しくなる中、H24年に当地で清物工場を 買取り、農業生産と清物加工に着手。
- ・県公社より4haの農地を借り受け、赤しそ、 高菜を栽培し、清物に加工。
- ・農業部門も加工部門も人手不足が事業 拡大のネックであったことから、H27年に 就労継続支援事業所を設立。

体制



取組内容

- ・当社が農作業や加工作業を事業所に 通年作業委託し、障害者に就労の場を 提供。
- ・当社の農地での赤しそ等の栽培のほ か、地域の農家から芋の苗植え作業を 10ha受託。他方、これらの農家に裏作 の高菜の栽培5haを委託。
- ・高床式の栽培施設を導入し、地元スー パー向けにペピーリーフを年間10回生産。
- ・生産した野菜は、自社で漬物加工し、 販売する他、漬物メーカーとの契約栽培 により青果でも販売。また、地元スーパー 向けの惣菜加工も実施。

取組の評価

- ·野菜生産、清物加工、農作業受託の取 組みにより、利用者数は、H27年の18人 からH29年には48人に大幅に拡大。
- ・芋の苗植えの受託料は、作業面積によ る成果制。農家から計算が立ちやすく、 安心して委託できると好評を得ている。
- ・当社が芋の苗植え作業を受託すること で、地域のさつま芋農家の後継者が確 保されるなど地域農業の維持発展に大 きく貢献。

農福連携の取組事例(「農」主体)

社会福祉法人佐賀西部コロニー (佐賀県太良町)

~障害者施設と地域の高齢農家が連携した農業生産~





海水散布の様子

「海水みかん」のブランド名で販売 跨がずに利用できる改良リヤカー

経緯

- ・佐賀西部コロニーは、2つの就労継続支 援B型事業所、障害者支援施設及びグ ループホームを運営。
- ·設立年のS59年より、地域の森林資源を 活かした木工品製作、きのこ栽培、カプトム シ養殖を推進(「循環型リサイクル事業」)。
- ・H17年より游休みかん園を取得し、農業 を導入。H21年より地域の高齢農家と連 携した「地域元気営農事業」を推進。

体制



取組内容

- ・当法人の代表が「海水農法」を考案。希 釈した海水を5~6回、作物に散布する 農法。ミネラル成分が作物に吸収され、プ ラント・作物として高値で販売。
- ・海水農法でみかん等を3ha栽培する他、 地域の高齢農家に海水農法によるさつ ま芋等の作物栽培を2ha委託し、生産 物を買取、販売(「地域元気営農事業」)。
- ・利用者は職員とともにみかん、さつま芋 の栽培、海水散布、出荷調整に従事。
- ・ 利用者が作業しやすい作業器具を自作 又は改良。

取組の評価

- ・海水農法による農業と合わせて木工品 製作、きのこ栽培等の各事業により、B 型事業所の全国平均の2倍の工賃を確
- ・地域元気営農事業を通じて13戸の高齢 農家の営農継続を支援。高齢者と障害 者が役割分担しながら、活躍の場を提
- ・当法人主催で収穫祭を開催し、マスコミ にもPR。良いものづくりを行い、注目さ れることで、利用者はもとより、その保 護者からも喜ばれている。

農福連携の取組事例(「福」主体)

NPO法人にしはらたんぽぽハウス (態本県西原村)

~規格外品等地域資源を活用した6次産業化~







筍の収穫

筍水煮 道の駅ですぐに売り切れる

食堂で注文をとる障害者

経緯

- ・村内の障害を持つ人達の「居場所づくり」 「仕事づくり」を目的にH17年に前身の施設を設立。
- ・その後、NPO法人格を取得し、H24年より 地域活動支援センター及び就労継続支援B 型事業所を運営。
- ・当初より、農業と農産加工を主な仕事としてきたが、地震で農地が被災したことから、地域農家と連携した加工品づくりと食を通した復興支援が主となっている。

体制

地域活動支援センター「にしはらタンポポハウス」 ポポハウス」 就労支援P型事業 所「ナチュラル ファームいまこ」 職員者 23名 〇農産加工 〇食堂の運営 〇独居老人向け弁 当づくり・配達等

が ・ 規格外品提供
・ 返礼品

〇規格品等提供 ・いちご農家 ・栗農家 ・ユズ農家

地域の農家

取組内容

- ・地域農家から提供される規格外品のイチュ、、栗、ユス・を用いて、イチュ・トライフルーツ、マロンハ・ウダ・ー、ユス・ト・レッシング・等を製造。
- ・その他放置竹林から筍を収穫して作る 筍の水煮、自家製の無農薬小豆を原料 とする羊羹や地域食材を用いたレトルトカ レー等多彩な加工品を製造・販売。
- ・加工品づくり、小豆栽培などの農作業、 食堂での食事や弁当づくり、配膳等に 23名の障害者が従事。
- ・障害者は、自ずと役割分担を行い、協力しながら自分の持ち場に責任を持って取り組んでいる。

取組の評価

- ・加工を行うことにより、障害の重い方でも瓶詰めやラベル貼りなどの作業に従事することが可能となった。
- ・加工品づくり等を通して障害者は自信を持つようになり、仲間同士が助け合いながら「自分は必要とされている」という意識が高まった。
- ・作業場の雰囲気は明るく、それぞれの 仕事に責任とこだわりを持って取組ん でいる。

農福連携の取組事例(「農」と「福」のマッチング)

大分県農作業共同受注事業

(事務局:社会福祉法人太陽の家 大分県別府市)

~JAと福祉事業所の間で農作業の共同受注を調整~







柑橘選果場

加工用カボス収穫作業

体制

ニラの選別、計量、結束

社会福祉

事業所

経緯

- ・大分県では県障害福祉課が事務局と なってH25年度よりJA等と連携し「農作 業共同受注事業」を推進。
- ・H27年度より、県から「社会福祉法人太陽 の家」へ事務局を委託。
- ・H29年度より、各JAから発注される作業 や受託事業所が定着化してきたことから、 地域段階で受注調整を行う体制整備を3 地域(4グループ)で実施。

地域の窓口社会福 社事業所



取組内容

- ・地域の窓口事業所がJAとの受注調整 や事業所間の作業スケジュール調整を 行い、またJAと連携し、希望事業所を 対象に事前の説明会を開催。
- ・共同受注事務局はJAと事業所間の契約事務等を支援。
- ・甘藷出荷調整、加工用カボス収穫、二 ラ出荷調整、ハウスミカンのパック詰め 等が主な作業。
- ・現場では事業所の職員が障害者に同行して作業。作業の指示は職員が行う。 報酬支払は処理量等の出来高払い。

取組の評価

・作業に従事した障害者数は、H25年度 の延べ約4千人からH29年度には延べ 約1万1千人に増加。

共同受注事務局事

務局(社会福祉法人

太陽の家)

- ・発注者側の評価は。「人手不足が解消」 「出来高払いで収益の見込みを立てや すい」「安定した人員を確保でき、作業性 も年々向上」など。
- ・事業所側の評価は、「単価見直しと作業性の向上により、工賃の安定に寄 与」「トイレの改善など良い環境で作業ができている」など。



地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した 介護事業所に対する<u>業務改善支援及びICT導入支援</u>(平成31年度新規)

業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットやICTの活用等を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図るため、これまで実施されている介護ロボット導入支援に加え、新たに介護事業所に対する業務改善支援、ICTの導入支援に係るメニューを追加。

介護事業所に対する業務改善支援事業

【内容】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組 を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】

生産性向上ガイドライン(平成30年度作成)に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所

※例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書(市町村指定の場合)を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う等

※都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果(業務改善モデル)を横展開

【補助額(案)】(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限30万円)

事業スキーム ①課題解決が急務な事業所 ②業務改善支援(事前評価(課題抽出)、改善支援、事後評価)の実施 ③改善成果報告・公表等 ④改善モデルを蓄積して近隣事業所に横展開 ⑤地域における生産性向上の取組が面的に拡大

【内容】

I C T 導入支援事業

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を助成

【対象事業所】介護事業所

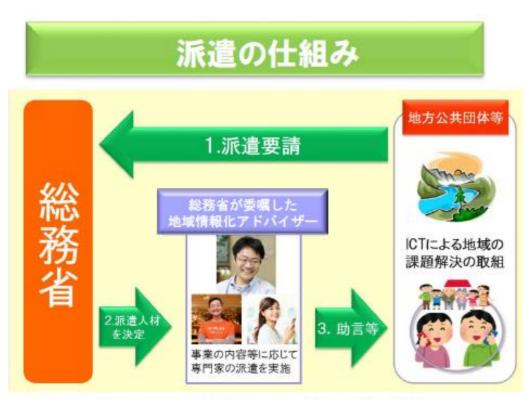
【要件】介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること 等

【補助額(案)】(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限30万円)



地域情報化アドバイザー派遣制度

●地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う。







平成31年度 地域IoT実装推進事業

事業概要

- ・「地域IoT実装推進ロードマップ」(平成28年12月とりまとめ、平成29年5月改定)における「分野別モデル」の普及展開を推進するため、分野別モデルの横展開に取り組む地域に対して、初期投資・連携体制の構築等にかかる経費を補助。
 - ・分野別モデルにおける共通システムを利用して複数地域が連携する取組を推奨(単独地域も可)。
 - 市町村が実施主体となる場合は、交付申請時に市町村官民データ活用推進計画の提出を行うことを交付決定の条件とする。

事業スキーム

補助対象:都道府県及び指定都市を除く地方公共団体、民間事業者等

補助率:都道府県及び指定都市を除く地方公共団体並びに民間事業者については、事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)

※平成31年度は、下図の分野別モデルのうち、赤字・下線の分野別モデルに限定して実施。

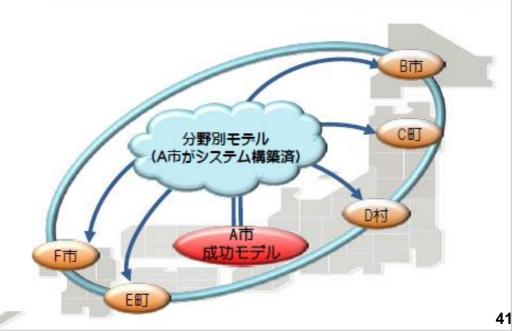
| 当初予算額 | | (億円) |
|-------|-----|------|
| H29 | H30 | H31 |
| 2.2 | 4.0 | 3.0 |

地域IoT実装推進ロードマップ 分野別モデル



地域IoT実装推進事業 分野別モデルの普及展開イメージ





身近なloTプロジェクト(loTサービス創出支援事業)の概要

施策の目的

第4次産業革命の実現に向け、IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題を特定し、その課題の解決に資する参照モデルを構 築するとともに、必要なルール整備等につなげる。

施策の概要

地方自治体、大学、ユーザ企業等から成る地域の主体が、家庭、食など生活に身近な分野におけるIoTサービスの実証事業に取り組み、 克服すべき課題を特定し、その解決に資する参照モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの明確化等を行う。

事業イメージ



対象分野: ①都市(スマートシティ)、

②家庭(スマートホーム)、③放送、

④医療·福祉、⑤教育、⑥農業、⑦小売、

8防災、9シェアリングエコノミー 等

提案主体:地方自治体、大学、データを扱うユーザ企

業等から構成される地域のコンソーシアム

果: (1) IoTサービスの創出・展開に当たって 成

克服すべき課題の解決に資する先行的

な参照モデルの構築

- (2) 必要なルールの明確化等
- ⇒ 第4次産業革命の実現(付加価値 創出30兆円)に寄与

「日本再興戦略2016」における記載

第2 具体的施策 I 1. 第4次産業革命の実現 (2) i) ②

「「スマートIoT推進フォーラム」の活動等を通じ、(中略)通信・放送・農業・医療・都市/住まいといった、生活に身近で地方創生につながる重 点分野におけるサービスの創出支援を行う。」

「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」の創設

- 九州厚生局をはじめとする国の諸機関の連携によるマッチング支援の取組を進めるとともに、 九州・沖縄管内の自治体・民間団体・企業・大学・NPO等が自律的・恒常的にマッチングの取 組を進めることができるよう、今夏を目途に「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」を創設。
- 地域共生社会の取組を進める中で、課題を抱える側や更に取組を進めたいと考えている側と、 課題・取組の解決を支援する側が幅広く参加し、定期的な会議、インターネット等により、効果 的・効率的なマッチングが実現できるよう仕組みを整備。
- 詳細については、今後、「九州・沖縄地域共生社会推進会議」において検討。

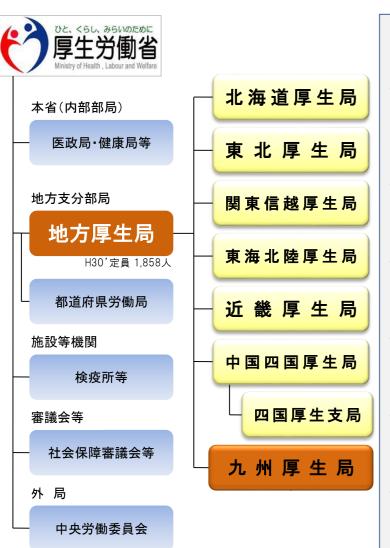


参考資料

九州厚生局の概要

〇 地方厚生局の位置付けと管轄地域

地方厚生局は、厚生労働省の地方支分部局の1つであり、国民に最も身近な医療、健康、福祉などの社会保障政策を 実施する、地域における国の政策実施機関です。



《地方厚生局の沿革》

〇平成13年1月

中央省庁再編による厚生労働省の発足とともに、従来の地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し地方厚生局が発足(総務課、健康福祉部、病院管理部、麻薬取締部)

〇平成16年4月

独立行政法人国立病院機構の設置に伴い、国立病院等の運営・管理を所掌してい た病院管理部を廃止

〇平成20年10月

社会保険庁の再編成に伴い、保険医療機関等の指導監査等の事務が移管されたこと等により組織を改編(総務部門、健康福祉部、指導部門、麻薬取締部)

〇平成22年1月

社会保険庁の廃止に伴い、年金関係業務の一部が移管されたことにより組織を改編(総務・年金部門、社会保険審査官、健康福祉部、指導部門、麻薬取締部)

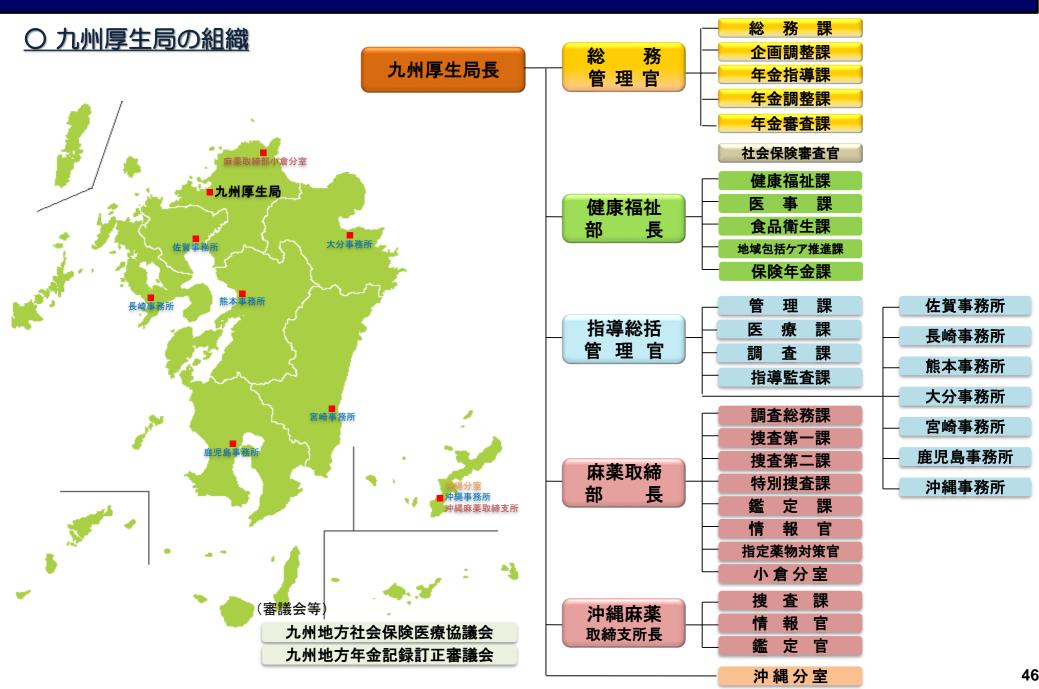
〇平成27年4月

総務省(年金記録確認第三者委員会)において実施されていた年金記録の訂正手続きに係る業務が移管されたことに伴い、組織を改編(年金審査課を設置)

〇平成28年4月

地域包括ケアの構築に向けて、地方自治体に対する支援等の業務を行うため、組織を改編(地域包括ケア推進課を設置)

九州厚生局の概要



九州厚生局の今後の取組

平成13年 地方厚生局発足

平成20年 医療の指導監査業務が移管

平成22年 年金関係業務が移管

平成27年 年金記録訂正業務が移管

平成28年 地域包括ケア推進課を設置

今後 地域共生社会の構築を支援 するための体制を整備

※「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を 障害者、生活困窮者、子ども等への支援に普遍化 医療・年金・食品・麻薬取締り等の

指導・調査・監督等の業務が中心



各市町村における地域づくりの取組を 各県と共に支援する「厚生行政総合地 域拠点」へと発展